

障害者計画等の位置づけ，検討体制等について（概要）

1 計画の位置づけ

市町村にて定める障害福祉に関する計画は，以下の 3 つの計画があります。

障害者計画 (障害者基本法)	市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画 (計画期間：6 年)
障害福祉計画 (障害者総合支援法)	市の障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業の 提供体制の確保に関する計画（計画期間：3 年）
障害児福祉計画 (児童福祉法)	市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確 保に関する計画（計画期間：3 年）

国分寺市では，「障害者計画」を推進するための具体的な取組を定める「障害者計画実施計画」
 も含み，4 つの計画を一体として策定します。

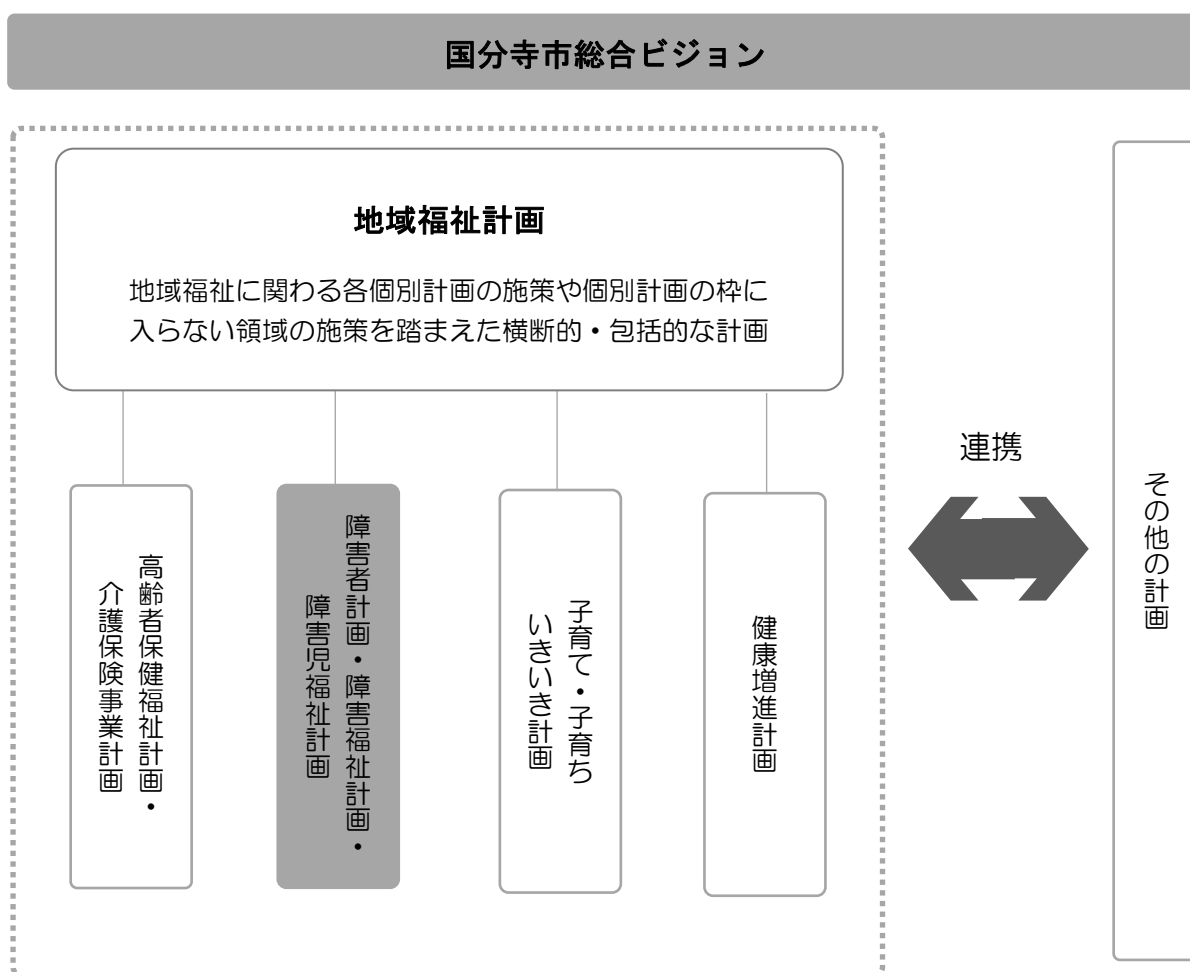
2 国分寺市における障害福祉関連計画の推移

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	国分寺市障害者計画（第 3 次）						第 4 次国分寺市 障害者計画（6 年）	実施計画（前期）	
	実施計画（前期）			実施計画（後期）					
	第 4 期国分寺市 障害福祉計画			第 5 期国分寺市 障害福祉計画			第 6 期国分寺市 障害福祉計画		
				第 1 期国分寺市 障害児福祉計画					第 2 期国分寺市 障害児福祉計画

3 他の計画との関係

「第4次国分寺市障害者計画」(令和3年度～令和8年度), 「第4次国分寺市障害者計画実施計画」(令和3年度～令和5年度), 「第6期国分寺市障害福祉計画」(令和3年度～令和5年度) 及び「第2期国分寺市障害児福祉計画」(令和3年度～令和5年度) は, 「国分寺市総合ビジョン」や市のその他の関連計画との整合性を図ります。

■国分寺市の他の計画との関係イメージ図



4 計画の検討体制

次期計画の内容について、国分寺市障害者施策推進協議会で検討します。

- 「国分寺市障害福祉に関するアンケート調査」について、調査内容の検討、結果の反映を行います。
- 「関係団体懇談会」について、障害者団体、障害福祉サービス事業所等から意見を聴取、結果の反映を行います。
- 国分寺市障害者施策推進協議会とは別途に、地域課題について継続的に検討している「国分寺市障害者地域自立支援協議会」と、次期計画について連携を図ります。

■計画の検討体制イメージ図

